

法人ベース・レジストリと制度的課題について

マスターデータの提供体制と 法令整備の在り方について

2023年3月28日

デジタル庁

本日議論いただきたいこと

前回の概要：

構造改革のためのデジタル原則における「**⑤ 共通基盤利用原則**※」の具体化として、商業登記由来の情報を行政機関で共有することにより、**申請事項/申請手続の省略が実現できる可能性があること**、そのための**横断的な法整備の方向性**について議論いただいたところ

※⑤-1、⑤-2、⑤-3 関係

本日議論いただきたい課題：

行政機関間で共有する法人基本情報として、**① 求められる要件② 提供主体③ 提供に係る法整備の在り方**について、議論いただきたい

前回の議論概要

(稲谷構成員)効率的なところから、みんなが使うところから進めていくということで、商業登記由来情報から進めていくというのはそのとおり。

(落合構成員)ワンズオンリーにするために大事なポイントとしては、特に**マスターデータの最新性をどう確保していくのか**ということと、取りに行かないと渡さないというよりは、プッシュ型のほうが良いような場合もあるかもしれないということ。法制的に一括でというのもぜひやっていただきたい。また、今後の情報連携に当たって行政側の個人情報の整理で国自体のデータガバナンスが求められてくると思う。そういう視点での整理も、**根拠法の整備**等とともに御準備をいただけると。

(岩村構成員)商業登記からということで、法人の基本情報をベース・レジストリとして整備できれば、申請/届出の効率化が飛躍的に進み、国民、事業者が利便性をダイレクトに実感できると思うので、将来の発展性も含めて、ぜひ進めていただければ。

(増島構成員)このレジストリなどを進めていくと、不動産などは典型だと思うが、要するに便利になることによって困る人たちがいる。今回の取組によってどのぐらい効率化したのかというのが、推計でもいいので、まさに**費用の形で出るようにして、それをマーケティングしていただきたい**。

(国税庁)制度改正が行われた場合は、法人の本店等の所在地の変更に関し、異動届出書提出の簡素化や省略化に向けた検討が可能であると考えている。簡素化や省力化の検討に当たっては、当該連絡先の把握手段についての手当ても必要。**商業登記の情報については、日々情報が更新される必要がある**。

(厚労省)事業者が代表者を変更するといった場合の手続が簡素化されるということ、自治体側にとってもそういった変更情報の確認をしなくてよくなるということであれば、**非常に行政としても簡素化の効果が期待される**。また、制度的にも、**デジタル手続法において一括で整備していただけるということであれば、非常にスピード感を持って対応ができるのではないか**。

(経産省)法人基本情報の共有は事業者の利便性向上や我々自身の業務効率化だけでなく、こうした**手続の不備の防止にも大いに寄与するもの**と考えている。他方で、**制度面での措置や情報連携の方式は、できる限り効率的なものであるべきだ**と考える。デジタル手続法で一括で御対応いただくのは大変望ましいことではないか。

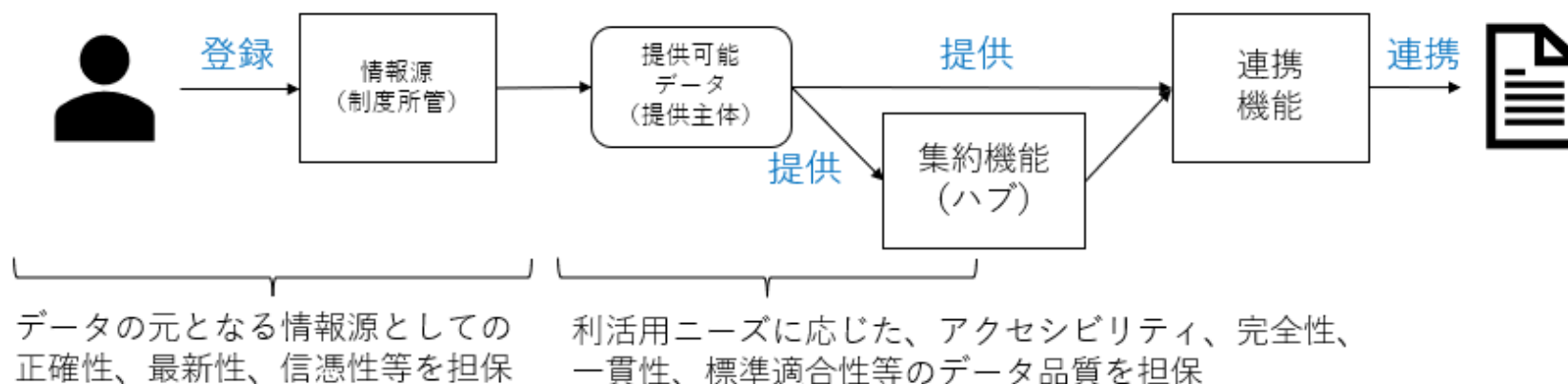
マスターデータとして求められる要件

- ISO/IEC 25012 Data quality modelや、現状の行政実務を踏まえると、各行政機関において共有するマスターデータにおいては、以下の対応が求められるのではないかと。

要件	内容
完全性	登記由来の情報に関し、 抜け漏れのない 一貫性のあるデータを提供すること
最新性	日次でデータを更新し、差分データについて、 日次 で提供し続けること
正確性 標準適合性	不備データが無く、 各行政機関等におけるシステムで読み込める形式 でデータが提供されること。 不備データが存在する場合は定常的にデータクレンジングを行うこと
可用性 回復性	共通基盤として、提供品質を保てるよう 稼動を維持 すること（稼動を止めないこと） ※官報の「デジタル正本化」においても議論

「情報源」と「提供可能データ」に求められる役割

- ベース・レジストリにおいては、求められる役割の違いに応じて、データの「情報源」と、「提供可能データ」を区別して、整備を進めることとしている。
- 「情報源」においては、情報自体の**正確性、最新性、信憑性**等が重要である一方で、データにおいては、**アクセシビリティや完全性、一貫性**等の担保が重要。



諸外国における例

- 「情報源」「提供可能データ」「連携機能」における登記等の情報源の制度所管当局とデジタル推進当局との役割分担は国によって異なる。

(1) デジタル推進当局の役割 大きいパターン

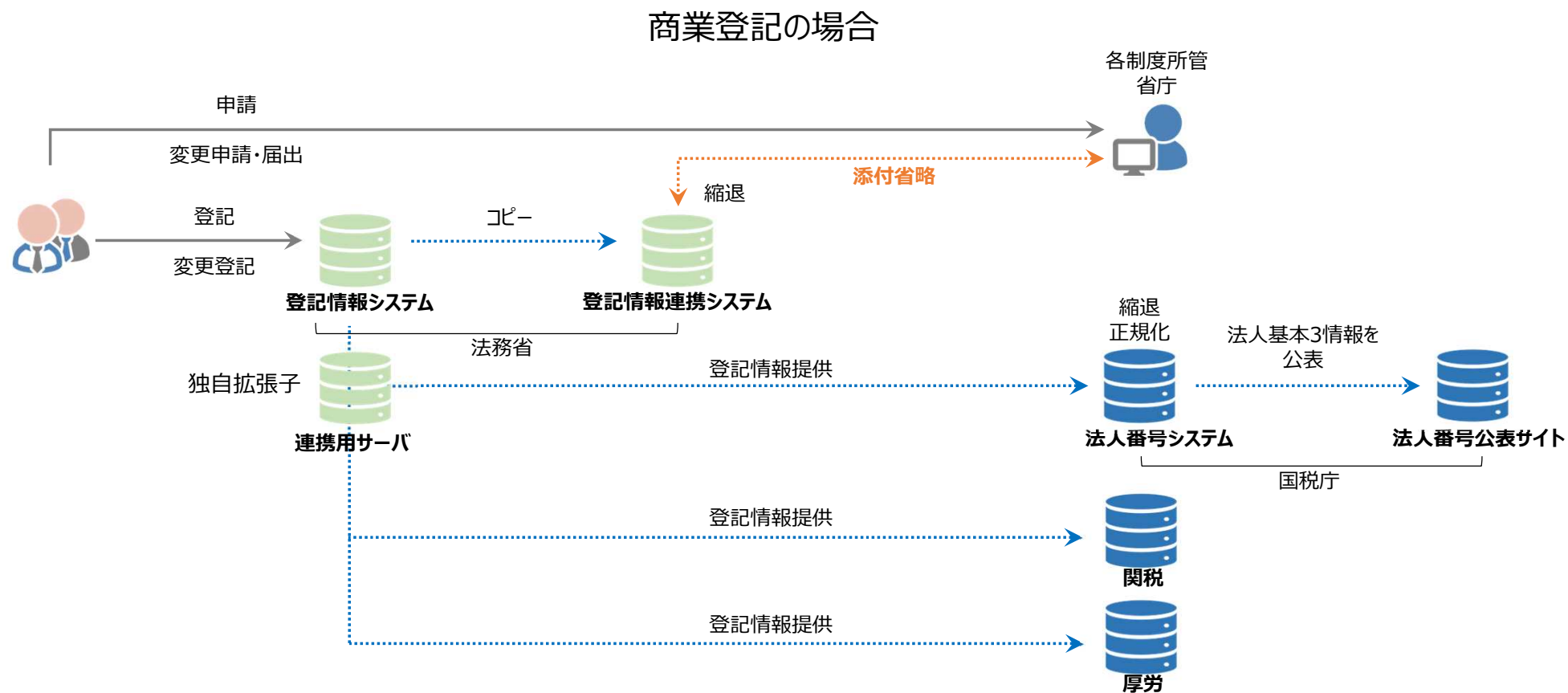


(2) デジタル推進当局の役割 小さいパターン



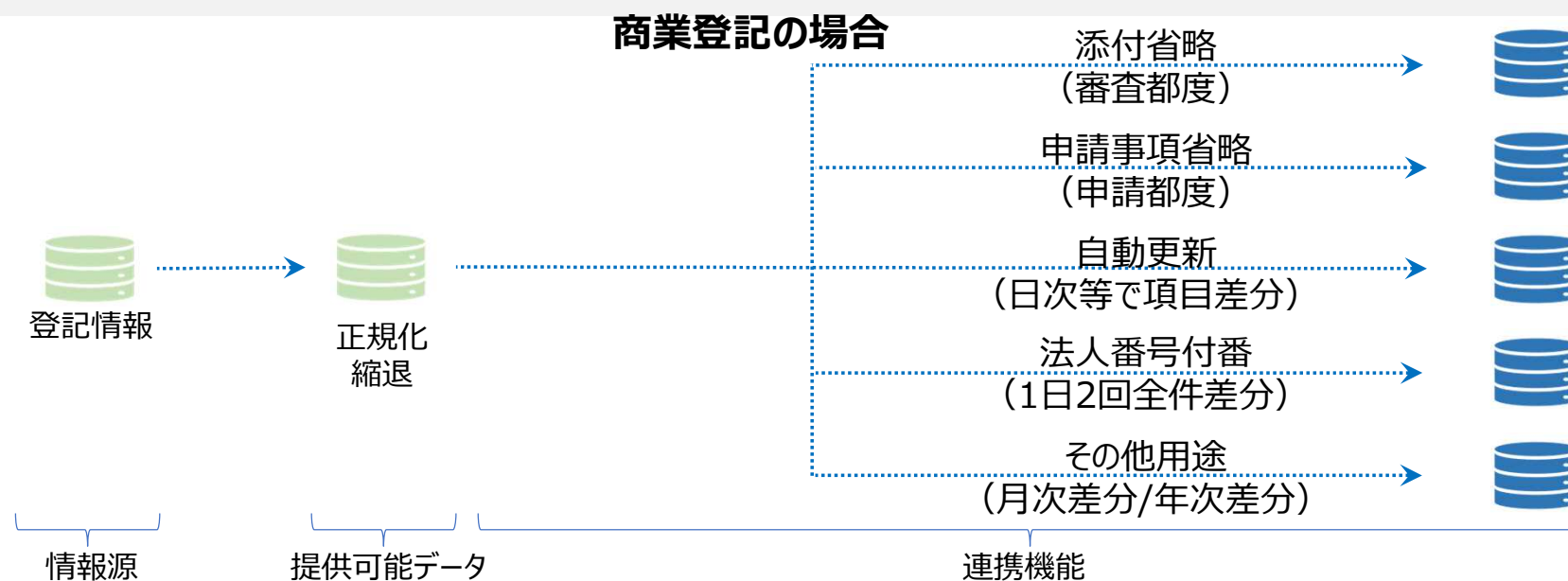
システム関連図 現状

- 現状は、添付省略のための登記情報連携システムと、個別ニーズに応じた提供ルートが存在。



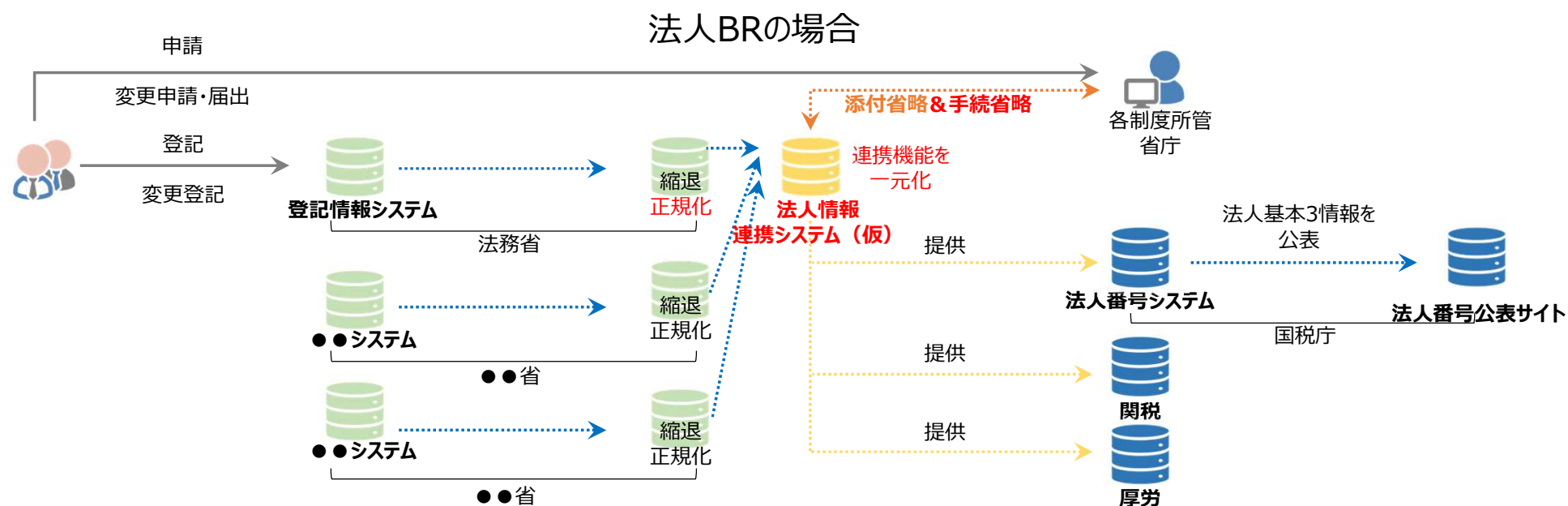
役割の整理が必要なのではないか

- 必要なのは、品質を担保した①データの整備と②ニーズに応じたデータの提供（項目/頻度）
- **登記という情報源を所管する法務省と、共通基盤の担い手たるデジ庁との責任分界点を整理する必要**があるのではないか。
- 現状では、登記については、**法務省が各省庁のニーズに応じた提供を行えば行うほど、自らの予算や人員等のリソースが逼迫する**という構造



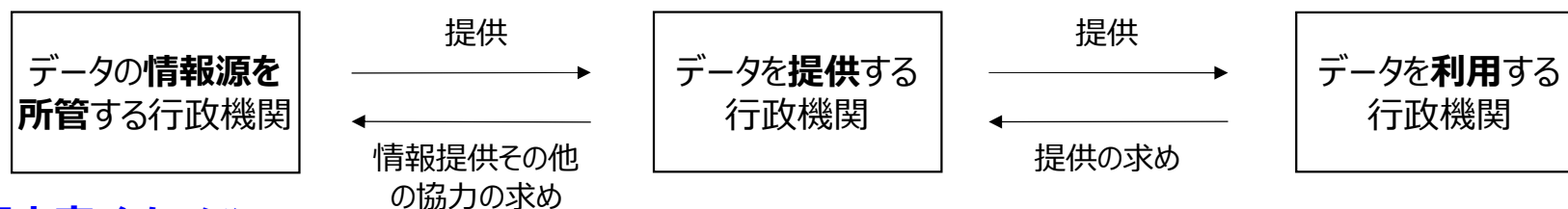
システム関連図 目指す姿（案）

- 共通基盤（API,認証認可等）の範囲については、今後、各省庁で共有するデータの拡張可能性を考慮する必要があるのではないか。
- データ品質の担保は、上流で担うほど、全体最適が実現できるため、一義的には情報源の省庁が担うべき。一方で、データ戦略WGにおける議論も踏まえ、現実論としては、各省庁のシステム更改時期やリソース等の事情に応じて、過渡期の対応も考える必要があるのではないか。



提供に係る法整備の方向性

- 現状、各省庁で保有する行政記録情報等については、各制度や組織単位で、その利用範囲が定められており、制度や組織を跨がって共有する場合、その都度法令の整理を行っているところ。
- 「ベース・レジストリ」の制度的検討にあたっては、データの項目単位で利用範囲を設定した上で、データ整備の過渡期であることも踏まえて
 - ①データを利用する行政機関
 - ②データを提供する行政機関
 - ③データの情報源を所管する行政機関の関係を規律する必要があるのではないか。



<措置内容イメージ>

1. 行政機関等は、指定されたデータについて、項目毎の利用目的の範囲内において、利用することができる。
2. 指定されたデータ項目の提供を行う行政機関等は、他の行政機関等の求めに応じて、提供するものとする
3. データ項目の提供を行う行政機関等は、当該データの情報源を所管する行政機関等に対し、情報提供その他の協力を求めることができる

本日議論いただきたいポイント

【データの提供体制について】

- 法人ベース・レジストリに係るアーキテクチャとしてあるべき姿について、拡張可能性を前提とすれば、少なくとも、「連携基盤」については、「共通基盤」※とするべきなのではないか。
- データ提供と情報源に関する役割分担について、制度としては、データの品質担保は一義的には情報源の所管省庁が担うべき。一方で、早期実現の観点等からは、「原則論」と「過渡期」を分けて考えるべきなのではないか。

【制度的対応の方向性】

- ベース・レジストリの制度化にあたっては、共有する情報の範囲等や、①参照する行政機関②データを提供する行政機関③データの情報源たる行政機関との関係性についても、制度的対応を検討するべきなのではないか。

※⑤-1、⑤-2、⑤-3 関係

第6回 データ戦略WGでの構成員からの御意見

(村井構成員) デジタル庁はデータ社会の司令塔という役割であり、デジタル庁がそれなりのルールベースかもしれないが、環境をつくっていく。

(越塚構成員) やはり体制の整備がとても重要。ベース・レジストリの話に限って言うと、例えば自治体においても、何をしたいか、どうすれば良いのかわからないという話になっている。構想は非常にいいものが立ち上がっているのですが、この構想を実現するための体制は、そろそろ整備していかないとなかなか実行に移していくのが難しいのかなと感じる。

(富岡構成員) どういう体制で進めていくか、これは重要。情報源と提供可能データと集約機能、連携機能と整理できたのは大変良い。本来であれば情報源を担当する行政機関が主導的な役割を果たすのが一番望ましく、逆に情報源が頑張らないと上手くいかないところもあるかと考える。しかし、いきなりは上手く進まないのでもまずは、デジタル庁が提供可能データのところでリーダーシップを発揮しつつも、ただクレンジングなどを含めて全部やるのではなく、うまく情報源の行政機関と連携するという役割を果たしながら、体制をつくっていくことが重要なのではないかと考える。

(太田構成員) デジタル臨調もあるわけなので、うまく継続していかないと現実的にはなかなか進まない。

(後藤構成員) そもそもベース・レジストリの整備、体制が大事というのはそのとおり。ベース・レジストリが整備されるのかという問題がクリアされた後の話だが、その可用性がどう維持されるか、BCPが達成される体制を今から組んでいただきたい。また、一貫性の維持も重要。セキュリティ対策の一環として、ベース・レジストリが継続的に中身がしっかりしていることをモニタリングする機能を考えていただき、運用体制の中にぜひ入れていただきたい。

(下山構成員) なぜ、ベース・レジストリにデータ品質が求められるかというと、元のデータが誤っていたりする場合、事業者側が責任を負う必要がある。そのため、事業者はクレンジングに多大なコストを投じるか、データ利用を諦める。これは大きな経済損失につながるため、社会の基盤としてデータを整備しておき、それを必要なタイミングで使えるようにするというのがベース・レジストリかと考える。データクレンジングは人海戦術で行われると、データの汚染につながる。そのため、組織として体制を組み、仕組みとして、システムとして品質管理ができる体制を持っているところが運用する必要。

ISO/IEC 25012 Data quality model

参考

No	項目	項目の概要（＝評価の観点）	評価項目例
1	正確性	正確であること	誤字脱字がないか。意味的な誤りがないか
2	完全性	完全であること	用途に応じて必要な項目が網羅されているか。必須項目に空欄が含まれてないか
3	一貫性	矛盾がないこと	データセット内、データセット間で矛盾がないか
4	信憑性	信頼できること	出典元や更新日が明示されているか。改ざん防止策が施してあるか
5	最新性	最新性が維持されていること	更新サイクルが適切か。最終更新日や最新版の有無が確認できるか
6	アクセシビリティ	誰でも利用できること	特殊なファイル形式で公開されていないか。文字セット（常用漢字等）は正しいか
7	標準適合性	標準のルールに適合していること	書式が標準に準拠しているか。選択項目の値は正しいか
8	機密性	機密性が確保されていること	適切なアクセス許可の設定や、暗号化やハッキング対策等を実施しているか
9	効率性	効率的に処理できること	値に重複がないか。一貫性はあるか。半角全角が混在していないか
10	精度	精度が適正に設定されていること	小数点以下の桁数が統一されているか。誤差の許容範囲が一定か
11	追跡可能性	出典元が追跡できること	外部データの出典元が明確か。変更日などの記録があるか
12	理解性	意味を理解できること	利用者に対する説明は適切か。略称は適切か
13	可用性	必要時に利用できること	必要時にいつでもアクセスできるか。公開システムは常時稼働しているか
14	移植性	簡易に移行できること	標準的な形式でエクスポートできるか
15	回復性	早急に復元できること	バックアップが保存されているか。バックアップシステムが存在するか